

成田空港の更なる機能強化の
検討を進めるに当たっての確認書

平成 28 年 9 月 27 日

成田空港の更なる機能強化の 検討を進めるに当たっての確認書

国、千葉県、成田空港圏自治体連絡協議会を構成する市町（以下「9市町」という。）及び成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）の四者（以下「四者」という。）は、第3滑走路の整備、B滑走路の延伸、夜間飛行制限の緩和といった成田空港の更なる機能強化策について、平成27年9月より四者協議会で検討を進めてきたが、本日、空港会社より滑走路の具体的な位置、空港敷地の範囲、夜間飛行制限の緩和、予測騒音センター、環境対策・地域共生策の基本的な考え方等が示されたことを受け、今後の検討の進め方について、以下のとおり確認する。

- 1 千葉県及び9市町は、本日空港会社が示した案について、国及び空港会社が、騒音地域を含めて住民へ説明することを了承する。特に、夜間飛行制限の緩和については、騒音地域住民の生活環境への影響が大きいことから、国及び空港会社は、その必要性とこれに伴う環境対策を丁寧に地域住民に説明することとする。なお、説明に当たっては、千葉県及び9市町の協力を得ながら、地域住民の理解と協力が得られるよう最大限の努力をする。
- 2 千葉県及び9市町は、上記の地域住民への丁寧な説明を条件に、年間発着容量50万回への拡大に向けて、成田空港の更なる機能強化策について、さらに具体的な検討作業を進めることを了承する。
- 3 国及び空港会社は、空港整備計画等の具体化に加え、新たな環境対策の実施に向けた検討や環境影響評価についての手続きを進めていくとともに、年間発着容量50万回時の予測騒音センターに基づき、国

は「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」第1種区域等の、県は「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」の航空機騒音障害防止地区及び防止特別地区の見直し作業に着手する。

なお、上記の区域設定に当たっては、当該市町の意向を最大限尊重し、誠意を持って既存集落に可能な限り配慮することとする。

- 4 四者は、これまでの成田空港周辺地域住民との約束・要望事項のうち残された課題の解決に向けて引き続き努力する。
- 5 四者は、航空機からの落下物対策や成田空港周辺地域の地域振興策等についても相互に協力して具体的に検討を進めることとする。
- 6 四者は、上記事項の実施状況を踏まえ、改めて協議のうえ、成田空港の更なる機能強化策について最終的な結論を得ることとする。
- 7 事業の着手は、四者協議会で、上記の結論を得た後に行うこととする。

国土交通省航空局長 佐藤善信

千葉県知事 森田健作

成田空港圏自治体連絡協議会

成 田 市 長 小 泉 一 成

富 里 市 長 相 川 堅 治

山 武 市 長 椎 名 千 収

香 取 市 長 宇 井 成 一

多 古 町 長 菅 泽 英 毅

芝 山 町 長 相 川 勝 重

横芝光町長 佐藤晴彦

栄町長 岡田正市

神崎町長 石橋輝一

成田国際空港株式会社
代表取締役社長 夏目誠